

令和 3 年 6 月 4 日
健康保険組合連合会

医療保険制度改革関連法の成立にあたって (宮永俊一会長コメント)

本日、参議院本会議において、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」(医療保険制度改革関連法)が可決、成立した。ここに至るまでの関係者の尽力に改めて敬意を表する。

団塊の世代が後期高齢者に移行し始める 2022 年度から医療保険財政はより一層厳しくなり、支え手である現役世代の過重な負担が大きな課題となっている。改正法には、世代間の給付と負担のアンバランスの是正の観点から、後期高齢者の窓口負担について、一定所得以上の方を 2 割負担とする内容が含まれている。現役世代の負担軽減としては十分ではないものの、全世代対応型の社会保障制度の構築に向けた第一歩として評価できるものであり、早期の施行を強く要望する。

また、今国会の法案審議を通じて、既に限界にある現役世代の負担軽減の必要性、過重な拠出金負担に苦しむ健保組合の実情、新型コロナウイルス感染症の影響による財政悪化など、健保組合の窮状に対する理解は着実に深まっている。例えば、参議院の厚生労働委員会で採択された附帯決議は、健保組合・健保連の要望に非常に配慮された内容となっている。

持続可能な全世代対応型の社会保障制度の構築に向けては、後期高齢者の現役並み所得者への公費投入のあり方など高齢者医療制度のさらなる見直し、医療提供体制の効率化や保険給付範囲の見直し等、多くの課題が残されており、財源の在り方も含めた総合的な検討が不可欠である。

政府におかれては、国会審議や附帯決議の内容を尊重し、その実現を図るとともに、国民皆保険制度の維持と将来を担う世代が希望を持てる医療保険制度の構築に向けた抜本的改革を早期に断行するよう強く要望する。